

昭和四七年一〇月五日起案

昭和四七年一〇月七日決裁

主査

早坂

長官



第一部長



参事官

参事官補



次長



総務主幹



集团的自衛権と憲法との関係について

参議院決算委員会（昭四七、九、一四）から提出要求のあり

た標記の件について、別紙のとおりとりまとめたので、これを

同委員会に提出してよろしいか。

内閣法制局

8

御高裁を仰ぎます。

（備考）

外務省と協議済である。

内閣法制局

参議院決算委員会要求資料

内閣法制局
昭和四十七年十月十四日

集団的自衛権と憲法との関係

(参決委(昭四七、九、二四)に行けり水口議員要求の資料)

国際法上、国家は、^(密接な)わが国と集団的自衛権を有する自国が直

接攻撃を以ていよいよわが国に、実力をもつて阻止すること

が正当化されるといふ地位を有してゐるものと見ており、

国際連合憲章第五一条、日本国との平和条約

第五条(C)、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全

保障条約前文並びに日本国とソビエト社会主義共産

国との共同宣言の第二段の規定は、この国際法の原則

を宣明したものであると思われる。そして、わが国が有する集団

的自衛権を有していることは、^(主権)国家である以上、当然と

いはなければならぬ。

ところで、政府は、従来から一貫して、わが国は国際法

出典：内閣法制局に対する情報公開請求によって開示された内閣法制局資料「集団的自衛権と憲法との関係について」
(昭和47年参議院決算委員会に提出された集団的自衛権に関する政府見解資料)
平成27年4月23日 参議院外交防衛委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

下付...
287...

3

上集团的自衛権を有しているとしても、国権の発動として
いわれる
これを行便することは、憲法の容認する自衛の措置
の限界をこえるものであって許されはばいとの立場に依つ
て、したが、これは次のような考へ方に基づくものである。
憲法第九條に は 同条に、おと わゆる戦争を放棄し、
わゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において「
全世界の国民が……平和のうちに生存する権利を有する」

4

ことを確認し、また、第一三條が「生命、自由及び幸
にふら
福追求に対する国民の権利については、……国政の上で、
最大の尊重を必要とする」旨を定めていることから
も、
わが国が存すかりの存立を全うし國
民が平和のうちに生存することまでも放棄して、こと明らか ないわけであつて
自國の平和と安全を維持しその存立を全うする
ために必要な自衛の措置をとることを
禁じていると

出典：内閣法制局に対する情報公開請求によって開示された内閣法制局資料「集团的自衛権と憲法との関係について」
(昭和47年参議院決算委員会に提出された集团的自衛権に関する政府見解資料)
平成27年4月23日 参議院外交防衛委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

その措置は、右の事態を排除するためとされる必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。そうにとすれば、わが憲法の下で武力行使を行なうことが許されるのは、わが国の領土又は領海に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって、他に固に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とする集団的自衛権の行使は、憲法上許されないとはいわゆる

は解されない。しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めているとは、解されないのであって、それは、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされかねない急迫、不正の事態に対処し、国民のこころの権利を守るための止むを得ない措置としてはじめて承認

(されるものであるから、)

出典：内閣法制局に対する情報公開請求によって開示された内閣法制局資料「集団的自衛権と憲法との関係について」
 (昭和47年参議院決算委員会に提出された集団的自衛権に関する政府見解資料)
 平成27年4月23日 参議院外交防衛委員会 民主党・新緑風会 小西洋之

										カ バ シ カ を 得 た い。
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---------------------------------------

出典：内閣法制局に対する情報公開請求によって開示された内閣法制局資料「集团的自衛権と憲法との関係について」
（昭和47年参議院決算委員会に提出された集团的自衛権に関する政府見解資料）
平成27年4月23日 参議院外交防衛委員会 民主党・新緑風会 小西洋之